

平成 23 年版
パーフェクト宅建（基本書）
【法改正による修正・訂正箇所のお知らせ】

平成 23 年 7 月 15 日
（株）住宅新報社
資格図書編集部
TEL03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の試験は平成 23 年 10 月 16 日（日）に実施され、平成 23 年 4 月 1 日（金）現在施行の法令等に基づいて出題されます。
なお、下記表中「改正後」の欄において、※印が付いたかっこ書きの修正については、平成 23 年 6 月 30 日（木）に公布・施行された改正内容ですので、ご注意ください。

その他編						
ページ・位置		改正前	改正後			
631	下 4 行目	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 6 月 30 日 (※平成 25 年 3 月 31 日)			
634	下 4～2 行目 (表の一部)	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">H18. 4/1～H23. 3/31</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.2%</td></tr> </table>	H18. 4/1～H23. 3/31	1%	0.2%	削除
H18. 4/1～H23. 3/31						
1%						
0.2%						
635	【ヒント】の 枠内、下 3 行目	H18. 4. 1～H23. 3. 31……1%	削除			
636	下 5 行目	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 6 月 30 日 (※平成 25 年 3 月 31 日)			

【訂正】当書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

宅建業法編			
ページ・位置		誤	正
413	上7行目	(支店長, 支配人等で常時勤務する者)	(支店長, 支配人に 相当するような者 等で常時勤務する者)
497	上3~4行目	記録の内容が重要事項となるが、 <u>記録がないときはない旨を説明しなければならない。</u>	記録が 保存されている場合 に限ってその内容が重要事項となる。
530	下6行目	㊦ 還付による保証金の不足額の供託：免許権者から通知	㊦ 還付による保証金の不足額の供託：免許権者 または許可権者 から通知
	下2~1行目	免許権者を承認を受ければ取り戻すことができる	免許権者 または許可権者の 承認を受ければ取り戻すことができる
その他編			
ページ・位置		誤	正
592	下14行目	内閣総理大臣より <u>排除命令</u> を受け、	内閣総理大臣より 措置命令 を受け、
	下12行目	なお、この <u>排除命令</u> は、	なお、この 措置命令 は、
	欄外2つ目	<u>排除命令</u> は、違反行為	措置命令 は、違反行為
647	(1) 適用要件の表中、「物の要件・用途」の欄、下1行目	・これらとともにする敷地の対価	・これらとともに 取得 する敷地の対価
649	(1) 適用要件の表中、「物の要件・用途」の欄、下1行目	・これらとともにする敷地の対価	・これらとともに 取得 する敷地の対価